

2024年8月30日

各 位

株式会社 鳥取銀行

未利用口座管理手数料の一部改定（未利用口座となる条件）について

株式会社 鳥取銀行（頭取 入江 到）は、未利用口座管理手数料について未利用口座となる条件の見直しを行いますので、お知らせいたします。

当行では今後も引き続き、一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

対象となる口座	普通預金口座（含む総合口座・決済用普通預金口座）および貯蓄預金口座
未利用口座となる条件	最終利用日から2年以上お取引がない口座 ※「お取引」は入出金が対象となります。スマート通帳への切替はお取引の対象になりません。
対象外となる口座	・残高が10,000円以上の場合 ・お預かり金融商品(定期預金、投資信託、公共債等)のご指定口座 ・お借入れ(カードローン含む)がある場合の返済用口座 ・IC TORICAが発行されている口座 ・教育資金贈与口座、結婚・子育て資金贈与専用口座
手数料額	年間 1,320円(税込)
未利用口座の取扱い	①対象となるお客さまには、届出住所に事前に「ご案内」を送付いたします ②ご案内に記載された「未利用口座確定日」の前日までにご利用またはご解約されない場合、未利用口座管理手数料を、該当口座からお引き落としいたします ③残高不足により未利用口座管理手数料が引落できなかった場合、残高全額を未利用口座管理手数料の一部として引き落としさせていただき、当該口座を個別に通知することなく自動解約いたします ④翌年以降も口座のご利用がない場合は、本手数料の対象となります。

※ 次回未利用口座管理手数料徴求分より適用（次回徴求日：2025年7月7日）

以 上

【本件に関するお問合せ先】
地域戦略部(齋藤・向井)
TEL 0857-37-0248